

児童虐待の定義と子どもへの影響

(日本女子大学大学院人間社会研究科)

稲多 優子

(愛媛大学教育学部)

相模 健人

Definition of Child Abuse and Its Impact on Children

Yuko INADA

Takehito SAGAMI

(2024 年 9 月 2 日受付、2024 年 11 月 27 日受理)

キーワード：児童虐待 (child abuse) , 子育て (raising children) , マルトリートメント (multitreatment)

1. はじめに

近年、児童虐待が社会的に認識されるようになり、それに伴って重要な社会問題として取り上げられるようになってきている。このような背景を受け、児童虐待に関する研究が進展している。しかしながら、児童虐待に関する研究が増加している一方で、その詳細についての一般的な認知は依然として十分とは言えない。また、児童虐待の通報件数も依然として減少していない現状がある。

そのうえで、本論文では、現状における児童虐待の

定義と、児童虐待が子どもに与える影響について整理し、考察を行うことを目的とする。

2. 児童虐待とは

本国の法律における虐待の定義は、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為」とされている。この虐待は、4

つに分類される。

第一に、身体的虐待である。厚生労働省は、この虐待について「殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど」の行為を指している。児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）でいうと、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」に当てはまる。この虐待は Kemp, Silverman, Steele, Droegemueller, & Silver (1962) が「被殴打児症候群 (battered child syndrome)」を定義したことに始まり、4つの中で最も早く問題視され始めた。Kempらは「被殴打児症候群 (battered child syndrome)」について、「深刻な身体的虐待を受けた幼い子どもたちの臨床症状であり、永久的な傷害や死亡を引き起こす原因となることが多く、骨の骨折、硬膜下血腫、発育不全、軟部組織の腫れや皮膚の打撲の兆候を示している小児、突然死亡した小児、または損傷の程度と種類が小児の場合と異なる場合に考えられる」と述べている。Kempらは、「子どもに虐待を与える親は、必ずしも精神病質的または社会病質の性格を持っているわけではなく、社会経済的境界線にある家庭の出身であるわけでもなく、多くの場合、親は幼少期に受けた育児を同じように繰り返している可能性がある」と述べている。西澤 (1994) は「被殴打児症候群 (battered child syndrome)」の要因について、Kempらの言及について、「今日の定義によれば身体的虐待 (physical abuse) にあたる」と説明している。

第二に、ネグレクトである。厚生労働省は、この虐待について「家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど」の行為を指している。児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（厚生労働省, 2000）でいうと、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること」に当てはまる。本国内

は、米国で1974年に「児童虐待の予防と治療に関する法令 (Child Abuse Prevention and Treatment Act)」が交付されたことに伴い、池田 (1987) が日本では子ども虐待とネグレクトについて「18歳以下の子どもに対し、その子の福祉に責任のある人間が、身体的傷害や精神的傷害を加えたり、性的暴行をしたり、保護を怠ったり、残酷な行為をして、子どもの健康や福祉を脅かし、あるいは損なうこと」と定義した。そして、1989年に『児童の権利に関する条約』が国連で採択され、子どもの権利がうたわれた（日本ユニセフ協会, 1989）。このことから、日本では子どもの権利条約を批准し、子どもの権利として虐待からの保護を社会や行政が整備することが求められた（外務省, 1996）。岩下・岩本 (2008) は、「以来、子どもに関する現状報告が国連に届き、明らかに『子ども虐待』が問題視されるようになった」と述べている。

第三に、性的虐待である。厚生労働省は、この虐待について「言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行うなど」の行為を指している。児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）でいうと、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」に当てはまる。この虐待について、西澤 (1994) は、「身体的虐待にみられるような身体的外傷を残さないことが多く、また虐待者である大人ばかりか、子ども自身もそうした虐待の事実を秘密にしておこうとする傾向を示すため、四つのタイプのうちで発見が最も困難である」と述べている。そのため、前者2つの虐待より、対応が遅かったとされている。この傾向は本国だけでなく、米国も同様である。Herman (1981) は、「フロイトが誘惑理論を否定したのち長年の間、臨床家らは近親姦については、当然のごとく沈黙を続けた」と述べている。しかし、Kinsey, Pomeroy, Martin & Gebhard (1953) が性的成熟期前の成人との接触についての調査において、「こうした経験が最も頻りに繰返されたのは、子どもが自分と同じ家に住んでいる近

親者と接触を経験した場合であった」と述べ、近親姦が示された。そして、1970年代において、フェミニストが性的抑圧の現実を公にするに従い、児童に対する性的虐待が「まじめな研究テーマとなった」

(Herman, 1981)とされ、1983年には、Russellによる、成人女性に対して、家族からの児童期における性的虐待の被害の研究などが行われた。そして前述の通り、1977年に子ども虐待防止プロジェクト (Child Assault Prevention Project) が設立され、性暴力が禁じられるようになった。本国では、1996年にストックホルムで開催された児童の商業的性的搾取に反対する世界会議において、日本が東南アジアにおける子ども買春の加害者、及び子どもポルノの生産地として国際社会からの強い非難を浴びたことをきっかけとし、1999年に児童売春・ポルノ禁止法が制定された(法務省)。この法令は、家庭内の大人によるものに限定された法令については、1995年に生じた恩寵園事件により、保護者による性的虐待が一般的に問題視されるようになったことから、2002年において、児童福祉法の改正にいたった(森川, 2013)。

第四に、心理的虐待である。厚生労働省は、この虐待について「言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行うなど」の行為を指している。児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)(厚生労働省, 2000)でいうと、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」に当てはまる。1999年に児童虐待防止法が制定された際には、「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(花田・花田・永江・山崎・大石, 2007)と、現在の法令における定義と比べて簡単に説明されていたよ

うに、以上の4分類の中で、この虐待が問題視されるようになったのは最近である。以上のように、心理的虐待を定義することが困難であった要因として、西澤(1994)は「心理的虐待の場合には、子どもの状態によってその存在を推論しなければならないという困難さがあるわけである」と述べている。しかし、児童虐待防止法の改正や、平成25年において、「警察がDV事案への積極的な介入及び体制を確立したことに伴い、警察から児童相談所への通告が増加した」ことなどの行政取り組みによって、児童相談所への通告件数が増加した。そして、以前まで最も多い割合で発見されていた身体的虐待を上回り、心理的虐待が最も多い割合で発見されるようになった。その後、現在の速報値(令和4年度)まで、心理的虐待が最も多い割合で発見されている(こども家庭庁, 2023)。

また、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一節である「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)」は心理的虐待の一つである「面前DV」のことである。友田(2018)は、「近年では、直接的な言葉だけでなく、DV(ドメスティック・バイオレンス)を目撃させる行為も子どもたちに心理的な影響があるとして、精神的虐待に定義されるようになった」と述べているように、近年では、DVの目撃も心理的虐待に当てはまる。

第五に、子ども医療虐待(メディカル・チャイルド・アブユーズ:MCA)である。友田(2018)は、この虐待について「養育者の意図により、子どもに対して、不必要で有害もしくは有害になりえる医療的ケアがされている状態(中略)少し前まで代理ミュンヒハウゼン症候群(Munchausen Syndrome by Proxy, 以下MCA)と呼ばれていたもの」と述べている。MCAは、本国の虐待分類には分類されていないものであるが、厚生労働省はこれについて「子ども虐待に関連する特殊な精神病理」と説明した上で、「子ども

に対して重大な危害となるだけでなく、虚偽の疾患に対して検査や治療をする結果として医療側も子どもへの虐待に巻き込まれる危険性がある」と述べている。また、高野・金谷・大屋 (2019) は、MCA について「『他人に自分の価値を認めてほしい』という親の欲求を自分の子どもを病気に仕立て上げることで満たしていく病」とも述べている。小楠 (2020) は上述した虐待の4分類とこの虐待の違いについて、「一般的な虐待は、子どもへのあからさまな敵意や怒りを示して感情的に子どもに危害を加えることが多い。そのため、加害者の行動は、感情的かつ衝動的となる。それに対して、MCA は、医療者に対して協力的で一見すると子ども虐待をするような親には見受けられない。そのうえで加害者は、冷静かつ計画的に行動していく」と述べている。この虐待は、Meadow (1977) が「偽造によって子どもたちに無数の有害な病院処置をさせた親」の症例を発表し、世界的に認知されるようになった。その後、精神障害の診断と統計マニュアル (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, 以下、DSM) 第四版において、代理人による虚偽性障害に取り上げられた (American Psychiatric Association, 2003)。現在は第5版において、他者に負わせる作為症として挙げられている (American Psychiatric Association, 2014)。

以上のことから、児童虐待は身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待、子ども医療虐待に分類され、研究の進展や、重大事件などのきっかけによって、本国における児童虐待の認知が普及してきたことが考えられる。

2. 子どもにどう影響があるのか

児童虐待は、子どもに対するさまざまな影響が指摘されている。最初に挙げられるのは、Bowlby の愛着理論と児童虐待の関連性についてである。愛着とは、重要な他者に対する接触、接近や社会的な相互作用をもとに、安心感を得る欲求である (浦山, 西村, 2009)。Bowlby (1944) は、生後5年間の臨界期において乳児と母親の関係が社会化にとって重要で、この

期間に主となる養育者との離別が生じた場合、これに代わる適切な精神的ケアがなければ、子どもは剥奪に苦しむことになる」と述べた。その上で、Rutter (1981) は、Bowlby (1944) の主張を踏まえ、子どもが養育者と愛着関係を築くことができない場合、これは Bowlby (1944) の述べる別離と同様の剥奪であり、それは愛着の喪失または損傷を指すと示した。この剥奪は、最初はしがみつき行動、依存的な行動、無差別的な親しみやすさにつながり、その後、子どもの成長に伴い、ルールを守れないことや、持続的な関係性構築の難しさにつながると述べている。

Ainsworth, Blehar, Waters, & Wall (1978) は、Bowlby (1944) の愛着理論の影響を受け、ストレンジ・シチュエーション法 (Strange Situation Procedure) という愛着パターンの評価法を示した。この評価によって愛着は、不安になると遊びをやめて母親を求め、母親に抱っこされると安定を取り戻して母親から離れて遊ぶパターンである『安定型』、安定型の子どもが不安を感じないような事態でも母親に抱っこを求め、また、抱っこされていてもなかなか安定しないという『アンビバレント型』、不安になるような場面でも母親に接近することがほとんどないパターンである『回避型』の3つに分類されると示された。その後、虐待やネグレクトを受けた子どもに同様の評価法を実施した結果、新たに、顔を背けながら親に接近したり、親に近づくのだが直前で立ち止まって動かなくなったり、あるいは部屋に入ってきた見知らぬ大人に抱っこを求めたりといった、かなり特異な行動を取るというパターンである『無秩序型』が発見され、愛着と児童虐待の関連性を示した。この『無秩序型』について、金子, 赤津 (2014) は、養育者の無視や児童虐待による非応答、脅しといった応答性は無秩序型のアタッチメントの強力な危険因子で、不適切な養育は無秩序型アタッチメントと直接結びついているという報告があるとも述べている。以上のことから、Bowlby が提唱した愛着理論をもとに、児童虐待につながる研究が発展していったことが分かる。

そして、児童虐待はトラウマ (外傷) の生起にも寄

与するとされている。トラウマとは、地震や戦争被害、災害、事故、性的被害など、その人の生命や存在に強い衝撃をもたらす出来事の体験のことである（文部科学省）。精神科領域においてトラウマは『精神的な傷』という意味で、研究としては、ヒステリー、外傷神経症、そして戦争神経症の流れで発展してきた

（小西，1999）。人間はトラウマとなるほどの圧倒的な出来事（外傷的出来事）を経験した後は、心的外傷後ストレス障害（Post-Traumatic Stress Disorder, 以下 PTSD）を発症することがあるとされている

（Barnhill, 2020）。その上で、虐待が児童に与える悪影響について、過去に多く指摘されてきた。

Chapman, Whitfield, Felitti, Dube, Edwards, & Anda (2004) は、虐待行為によるショックが、子どもの対人関係・学習能力・日常生活における問題解決能力・感情調整や行動制御能力などに悪影響を及ぼし、子どもの健全な心身の発達を阻害すると示している。また、小西（2012）は、虐待が原因となる PTSD は、自然災害や航空機事故などのような人為的な事故、強姦などの犯罪のような基本的には一回限り突然に起こる出来事等の突然起こる被害によるトラウマとは異なり、何年にもわたって被害が続き、加えて繰り返し被害があるという性質を備えていると述べている。そのため、長期にわたって持続する加害者との関係性が、被害者の人間関係におけるトラウマの形成に影響を及ぼすと述べている。以上のことから、児童虐待は被虐待児のトラウマとなり、社会能力や障害に影響する可能性が考えられる。

さらに、児童虐待の影響で、構築されなかった安定した愛着関係や、生じたトラウマは、PTSD 以外にも精神疾患を発症させる可能性がある。福井・大浦・松尾（2017）は、被虐待経験とうつ、解離性障害、PTSD、反抗性挑戦障害、適応障害、病氣不安障害、強迫性障害、社交不安障害、全般性不安障害、広場恐怖、パニック障害、転換性障害、反芻性障害、身体醜形障害、パラフィリア障害、素行障害、間欠性爆発障害、分離障害、選択性緘黙、愛着障害の発症に影響すると述べており、児童虐待はあらゆる精神疾患を発症

させる可能性が考えられる。また、児童虐待はアダルト・チルドレン（Adult Children of Alcoholics, 以下、AC）との関連も報告されている。AC とは、元々「アルコール依存症の親のもとで育って成人した人」という意味であったが、現代では、信田（1997）が AC について「現在の自分の生きづらさが親との関係に起因すると認めた人」と定義づけるように、広義に捉えられている。AC が経験する「機能不全家族」の特徴の一つとして、Friel, & Friel (1992) は、「身体的虐待、感情的虐待、性的虐待、無視、その他の虐待」といった児童虐待を挙げており、結果として AC を生じさせるとも述べている。以上のことから、児童虐待は人格障害や精神障害を生じさせる可能性があることが分かる。

そして、虐待を受けている子どもは、虐待場面だけでなく、他の場面でも被害を受ける可能性も指摘されている。

Finkelhor (2008) は、「ある子どもが養育者から身体的暴行を受けている場合、養育者からの身体的暴行を受けていない子どもに比べ、その子どもが同世代の子どもから暴行を受けている可能性は 60% も増える」と述べている。これに関連して大崎・林（2019）は、発達期に養育者から虐待を受けた場合、成人になっても侵入（再体験）や解離、感情制御の困難などの心的外傷後症状が生じうると述べている。それにとどまらず、児童虐待と感情や感覚調整障害の関連性も示されている。Edwards, Holden, Felitti, & Anda

（2003）は、虐待を経験した子どもの感情や感覚の調整障害を説明する際に、彼らは些細なきっかけで非常に強い怒りなどの激しい感情を生じ、そうした感情を言葉で表現する傾向があると述べている。以上のことから、虐待を受けている子どもは、他のコミュニティにおいて、加害者・被害者にかかわらず、虐待的な人間関係を構築する傾向があることが分かる。

虐待の人間関係の再現傾向における、攻撃的な行動傾向に関連して、児童虐待が及ぼす非行や犯罪傾向への悪影響も指摘されている。内山、石井、後藤、小長井（1996）は、警察で補導・保護された福祉犯被害女

子少年を調査対象者として、調査時点に至るまでの被虐待経験について、自己報告による質問紙により両親からされた具体的な虐待行為の経験を調査した結果、「非行群の少年は一般群の高校生に比べ、暴力的虐待・ネグレクト・心理的虐待のいずれにおいても被虐待経験が多いことがわかった」と述べた。また、内山、石井、後藤、小長井（1996）は、「性的虐待は福祉犯被害者に顕著である」と示している。また、児童性的虐待の影響について、Finkelhor, & Browne（1986）は、「性的虐待が逸脱の原因となったことを示しているのではなく、そのような犯罪者の多くが背景に虐待を抱えていることを示しているだけである」と述べている。また、身体的虐待の影響についても、報告がある。Haapasalo, & Moilanen（2004）は、小児虐待と犯罪性に関するデータを使用して、関連性について調査を行った結果、「身体的虐待を受けた子どもたちは、成人期にかなりの程度暴力犯罪を犯す傾向があると示した」と述べている。Haapasalo, & Tremblay（1994）は、社会経済的環境が低い少年と身体的攻撃性の関連性について調査した結果、「低い社会経済的環境にある少年の身体的攻撃的行動の発達経路が、家族の逆境や劣悪な子育てと関連しており、非行を予測することを示した」とも述べている。以上のことから、児童虐待は、被虐待児の非行・犯罪傾向にも関連しているということが考えられる。

Finkelhor, & Browne（1986）を挙げたように、性的虐待が被虐待児童に及ぼす影響についても研究されている。Herman（1971）は、父親と近親姦関係にあった40人の女性に調査したところ、近親相姦被害者の60%が成人後に多大うつ病の症状を呈していたことを示した。そのうち38%が深刻な抑うつの影響で自殺を試みており、20%の人がアルコール依存になったことがあるとも示した。また、ほとんどの人が孤独や抑うつ感をまぎらわせるためにアルコールや薬物に走ったとも述べている。これらの症状について Herman（1971）は、「女性たちの孤独感は、彼女たち自身が人間関係をうまく結べないためにいっそう深刻なものになった。信頼に満ちた人間関係を形成できないの

は、子ども時代に両方の親によって深く裏切られたという感覚が尾を引いているからだ」と考察している。また、Russell（1986）は、サンプルの女性930名を18歳以前に近親姦虐待を少なくとも1回以上体験したと答えた女性たちと、そのような体験はなかったと答えた女性たちの2つのグループに分け、被害者側の人生に何らかの影響があったか否か、あったのであればその程度について調査した結果、近親姦被害者は被害体験のまったくない女性にくらべ、インタビュー時に離婚や別居をしていた傾向が高かったことが示された。以上のことから、近親相姦は、被虐待児にとって重大な影響を与えうることが分かる。

そして、児童虐待は世代間で連鎖することも指摘されている。會田、大河原（2014）は、児童虐待の世代間連鎖を示した上で、「幼少時に生体防御反応としての身体感覚を否定された経験を多く持っている母親は、脳幹の否定という経験の反復により、通常は脅威と感ぜないような刺激であっても、脅威と感ぜしてしまうような易刺激性を脳幹に抱えており、闘争—逃走反応を起こしやすい可能性が考えられる。そのため、わが子の泣き声やぐずりの刺激によって、本能的な脳幹のレベルで脅威を感じ、闘争—逃走反応が喚起されているために、皮質レベルで被害的認知が生じる可能性を推測することは妥当であろう」と述べている。このことから、気質的に虐待の連鎖が起こることがわかる。

また、近年では、児童虐待が器質的な部分に与える悪影響について示され始めている。Teicher, Samson, Anderson, & Ohashi（2016）は、児童虐待の影響について脳科学研究を行った結果、「幼少期の虐待が脳の構造、機能、接続性に及ぼす潜在的な影響がある。情動的な表情を見るときに扁桃体や、報酬を予期するときの線条体において、一貫した機能的欠損が観察されている」と報告している。つまり、虐待は器質的な影響があることが分かる。また、近年本国でも禁じられるようになった面前DVについての器質的な悪影響に関しても報告されている。Teicher, & Samson（2016）は、「親の言葉による虐待、家庭内暴

力の目撃、性的虐待は、嫌悪体験を処理し伝達する脳領域（聴覚、視覚、体性感覚皮質）と経路に顕著に影響している。虐待は、前帯状皮質、背側前頭前野および眼窩前頭皮質、脳梁および成人の海馬における確実な形態的变化、ならびに感情的な顔に対する扁桃体の反応の亢進および期待される報酬に対する線条体の反応の低下と関連している」と示している。これらの結果から、虐待は児童にとって器質的な影響があることが分かる。

以上のことから、児童虐待は被虐待児に対して、精神障害や人格障害、非行傾向や、世代間にわたる虐待の連鎖など、環境要因だけでなく、気質的な要因に関しても、様々な部分で悪影響を及ぼすことが示されていることが分かる。

3. まとめ

現在日本で定義されている児童虐待についてと、児童虐待が子どもに及ぼす影響について振り返った。児童虐待の研究は進み、先行研究では、子どもの社会的な側面から、器質的な側面まで悪影響が及ぶことが分かっている。今後は、児童虐待を防止及び予防する方策の導出に繋がる研究を進める必要があると考えられる。

【引用文献】

- 會田理沙・大河原美以。(2014). 児童虐待の背景にある被害的認知と世代間連鎖: 実母からの負情動・身体感覚否定経験が子育て困難に及ぼす影響. 東京学芸大学紀要, 65(1), 87-96.
- Ainsworth, M. D. S., Blehar, M. C., Waters, E., & Wall, S. (1978). *Patterns of attachment: A psychological study of the strange situation*. NJ: Lawrence Erlbaum.
- American Psychiatric Association. (2003). *DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル 新訂版*. 高橋三郎, 大野裕, 染矢俊幸 (訳). 医学書院.
- American Psychiatric Association. (2014). *DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル*. 高橋三郎, 大野裕, 染矢俊幸 (訳). 医学書院.
- Barnhill, J. W. (2020). 心的外傷後ストレス障害 (PTSD). In *MSD マニュアル家庭版*. <https://www.msmanuals.com/ja-jp/home/10-%E5%BF%83%E3%81%AE%E5%81%A5%E5%BA%B7%E5%95%8F%E9%A1%8C/%E4%B8%8D%E5%AE%89%E7%97%87%E3%81%A8%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%AC%E3%82%B9%E9%96%A2%E9%80%A3%E9%9A%9C%E5%AE%B3/%E5%BF%83%E7%9A%84%E5%A4%96%E5%82%B7%E5%BE%8C%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%AC%E3%82%B9%E9%9A%9C%E5%AE%B3-%EF%BC%88ptsd%EF%BC%89> (最終アクセス 2024/08/09)
- Bowlby, J. (1944). Forty-four juvenile thieves: their characters and home-life. *The International Journal of Psychoanalysis*, 25, 19-53.
- Chapman, P. D., Whitfield, L. C., Felitti, J. V., Dube, R. S., Edwards, J. V., & Anda, F. R. (2004). Adverse childhood experiences and the risk of depressive disorders in adulthood. *National Library of Medicine*, 82(2), 217-225.
- Edwards, V. J., Holden, G. W., Felitti, V. J., & Anda, R. F. (2003). Relationship between multiple forms of childhood maltreatment and adult mental health in community respondents: Results from the Adverse Childhood Experiences study. *The American Journal of Psychiatry*, 160(8), 1453-1460.
- Finkelhor, D., & Browne, A. (1985). The traumatic impact of child sexual abuse: A conceptualization. *American Journal of Orthopsychiatry*, 55(4), 530-541.
- Finkelhor, D. (2008). *Childhood victimization: Violence, crime, and abuse in the lives of young people*. Oxford: Oxford University Press.
- Friel, J., & Friel, D. L. (1992). *Adult Children Secrets of Dysfunctional Families: The Secrets of*

- Dysfunctional Families. California: Health Communications Inc EB.
- 外務省. (1996). 児童の権利に関する条約全文. 外務省.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> (最終アクセス 2024/08/10)
- 福井義一・大浦真一・松尾和弥. (2017). 被虐待経験と不安定愛着が情動調整不全を介して心身の不健康や不適応に及ぼす影響：青年期を対象とした大規模調査(CAASK2)の概要. 甲南大学紀要. 文学編, 167, 71-94.
- Haapasalo, J., & Moilanen, J. (2004). Official and Self-Reported Childhood Abuse and Adult Crime of Young Offenders. *Criminal Justice and Behavior*, 31(2), 127-149.
- Haapasalo, J., & Tremblay, R. E. (1994). Physically aggressive boys from ages 6 to 12: Family background, parenting behavior, and prediction of delinquency. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 62(5), 1044-1052.
- 花田裕子・永江誠治・山崎真紀子・大石和代. (2007). 児童虐待の歴史的背景と定義. *保健学研究*, 19(2), 1-6.
- Herman, L. J. (1975). *Father-Daughter Incest*. Massachusetts: Harvard University Press.
- Herman, L. J. (1981). *Father-Daughter Incest*. Massachusetts: Harvard University Press.
- 法務省. 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律. e-Gov 法令検索. <https://laws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0100000052> (最終アクセス 2024/08/10)
- 池田由子. (1987). 児童虐待一ゆがんだ親子関係. 中公新書.
- 岩下美代子, 岩本愛子. (2008). 日本における「子ども虐待」の変遷(第1報). *鹿児島純心女子短期大学研究紀要*, 38, 31-55.
- Kempe, H. C., Silverman, F. N., Steele, B. F., Droegemueller, W., & Silver, H. K. (1962). The Battered-Child Syndrome. *JAMA Network*, 181(1), 17-24.
- Kinsey, A. C., Pomeroy, W. B., Martin, C. E., & Gebhard, P. H. (1953). *Sex Behavior in the Human Female*. India: Indiana University Press.
- こども家庭庁. (2023). 児童虐待防止対策. こども家庭庁. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf (最終アクセス 2024/08/10)
- 小楠美貴. (2020). 医療機関における子ども虐待の対応に関する一考察—医療従事者に対するインタビュー調査をもとに—. *浜松学院大学研究論*, 16, 93-102.
- 小西聖子. (1999). *インパクト・オブ・トラウマ—被害者相談の現場から*. 朝日新聞社.
- 小西聖子. (2012). *新版 トラウマの心理学: 心の傷と向きあう方法*. NHK 出版.
- 厚生労働省. 児童福祉法. e-Gov 法令検索. <https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC1000000082>
- 厚生労働省. 児童虐待の防止等に関する法律. e-Gov 法令検索. <https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC1000000082> (最終アクセス 2024/08/10)
- Meadow, R. (1977). Munchausen Syndrome by Proxy: The Hinterland of Child Abuse. *The Lancet*, 310(8043), 343-345.
- 日本ユニセフ協会. (1989). 子どもの権利条約. 日本ユニセフ協会. <https://www.unicef.or.jp/crc/> (最終アクセス 2024/08/10)
- 西澤哲. (1994). 子どもの虐待:子どもと家族への治療的アプローチ. 誠信書房.
- 信田さよ子. (1997). アダルト・チルドレン —私の物語をつくり直す—, *日本家政学会誌*, 48(9), 823-828.
- Russell, E. H. D. (1983). The incidence and prevalence

of intrafamilial and extrafamilial sexual abuse of female children. *Massachusetts: Child Abuse & Neglect*, 7(2), 133-146.

Rutter, M. (1981). Stress, coping and development: Some issues and some questions. *Australia: Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 22(4), 323-356.

高野利美・金谷光子・大屋愛理. (2020). 児童虐待と役割逆転 ～代理ミュンヒハウゼン症候群の母親達～. *新潟医療福祉学会誌*, 19, 97-105.

Teicher, M. H., & Samson, J. A. (2016). Annual research review: Enduring neurobiological effects of childhood abuse and neglect. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 57(3), 241-266.

Teicher, M. H., Samson, J. A., Anderson, C. M., & Ohashi, K. (2016). The effects of childhood maltreatment on brain structure, function and connectivity. *Maryland: National Library of Medicine*, 17(10), 652-666.

友田明美. (2018). アタッチメント(愛着)障害と脳科学, *児童青年精神医学とその近接領域*, 59(3), 260-265.

内山絢子・石井トク・後藤弘子・小長井賀與. (1996). 一般の母親が乳幼児に対して行う虐待行為の実態 科学研究費補助金(総合研究 A)研究成果報告書 平成5年-7年, 一常習的暴力加害者に関する研究, *児童期の暴力被害との関係を中心に*, 萩原玉味(代表), 51-104.